- 2 関係法令(抄)、定款・諸規程の改廃状況等
- (1)地方公務員等共済組合法(第2章第2節第2款連合会部分抜粋)

(連合会設立当時)

第2款 地方公務員共済組合連合会

(昭 58 法 59・追加)

(地方公務員共済組合連合会)

- 第38条の2 組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての組合をもって組織する地方公務員共済組合連合会を置く。
- 2 地方公務員共済組合連合会は、次に掲げる事業を行う。
- (1) 組合の長期給付に係る業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を組合に提供すること。
- (2) 組合の長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合を定めること。
- (3) 長期給付積立金を管理すること。
- (4) その他その目的を達成するために必要な事業
- 3 地方公務員共済組合連合会は、法人とする。
- 4 地方公務員共済組合連合会は、主たる事務所を東京都に置く。

(昭 58 法 59·追加)

【関係条文】本法 38 の 9 (準用規定)・5⑨・14④・17①②・18・20・21①②・22①~③・25・26・29・35・37、昭和 58 年法律 59 附 3 (連合会の設立)

(定款)

- 第38条の3 地方公務員共済組合連合会は、定款をもって次に掲げる事項を定めなければ ならない。
- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 事業
- (4) 事務所の所在地
- (5) 運営審議会に関する事項
- (6) 役員に関する事項
- (7) 組合の長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合に関する事項
- (8) 長期給付積立金に関する事項
- (9) 経費の分賦及び会計に関する事項

- (10) その他組織及び業務に関する重要事項
- 2 定款の変更は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 自治大臣は、第1項第7号に掲げる事項について、前項の認可をしようとするときは、 あらかじめ、大蔵大臣の意見を聴かなければならない。

(昭 58 法 59·追加)

[関係条文] 本法 114② (定款事項)・148 (罰則)

(運営審議会)

- 第38条の4地方公務員共済組合連合会に、運営審議会を置く。
- 2 運営審議会は、委員 22 人以内で組織する。
- 3 委員は、自治大臣が組合員のうちから任命する。
- 4 自治大臣は、前項の規定により委員を任命する場合には、組合及び地方公務員共済組合連合会の業務に関する事項について広い知識を有する者のうちから任命しなければならない。この場合において、委員の半数は、組合員を代表する者でなければならない。

(昭 58 法 59・追加)

[関係条文] 本法附 14 の 6③ (定数の特例)・附 14 の 7 (任命の特例)

- 第38条の5次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならない。
- (1) 定款の変更
- (2) 運営規則の作成及び変更
- (3) 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算
- (4) 重要な財産の処分及び重大な債務の負担
- 2 運営審議会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて地方公務員共済組合連合会の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議することができる。

(昭 58 法 59·追加)

(役員)

- 第38条の6 地方公務員共済組合連合会に、役員として理事長1人、理事若干人及び監事 3人を置く。
- 2 理事長及び監事は、自治大臣が任命する。
- 3 理事は、理事長が、自治大臣の認可を受けて任命する。
- 4 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 自治大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、 その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- 6 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、自治大臣の認可を受けな ければならない。

(昭 58 法 59・追加)

[関係条文] 本法 38 の 9 (準用規定)・14④・19

(役員の職務)

- 第38条の7 理事長は、地方公務員共済組合連合会を代表し、その職務を執行する。理事 長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指定する理事が その職務を代理し、又はその職務を行う。
- 2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して地方公務員共済組合連合会の 業務を執行する。
- 3 監事は、地方公務員共済組合連合会の業務を監査する。
- 4 地方公務員共済組合連合会と理事長又は職務代理者(第 1 項後段の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行う者をいう。以下この項において同じ。)との利益が相反する事項については、理事長又は職務代理者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が地方公務員共済組合連合会を代表する。

(昭 58 法 59・追加)

(長期給付積立金)

- 第38条の8 長期給付の円滑な実施を図るため、地方公務員共済組合連合会に長期給付積 立金を設ける。
- 2 組合は、長期給付積立金に充てるため、政令で定めるところにより、第 24 条の規定により積み立てるべき責任準備金のうちから政令で定める金額を地方公務員共済組合連合会に払い込むものとする。
- 3 地方公務員共済組合連合会は、政令で定めるところにより、組合の請求に基づき、その 長期給付に要する資金を長期給付積立金から組合に交付するものとする。
- 4 長期給付積立金は、政令で定めるところにより、安全かつ効率的な方法により、かつ、 組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように運用しなければ ならない。
- 5 地方公務員共済組合連合会は、長期給付積立金に充てるべきものとして公立学校共済組合から払込みのあった金額のうち、当該組合の公立の義務教育費国庫負担法(昭和27年 法律第303号)第2条に規定する義務教育諸学校並びに養護学校の小学部及び中学部に

係る市町村立学校職員給与負担法(昭和 23 年法律第 135 号)第1条に掲げる職員である 組合員に係る責任準備金に係る部分については、当該組合が当該組合員に対し厚生年金保 険法の規定による保険給付を行うものとした場合に必要となるべき積立金の額に相当す る金額の範囲内において、政令で定める金額を、政令で定めるところにより、資金運用部 に預託して運用しなければならない。

(昭 58 法 59・追加)

【**関係条文**】本法 148 (罰則)、施行令 21 (長期給付積立金の払込み)・21 の 2 (長期給付資金の交付)・21 の 3 (長期給付積立金の運用)・21 の 4 (準用規定)・16①~③ (資金の運用)・附 6 (長期給付積立金の払込みの特例)・附 7①②(長期給付積立金の運用の特例)

(準用規定)

- 第38条の9 第5条第9項、第14条第4項、第17条第1項及び第2項、第18条、第20条、第21条第1項及び第2項、第22条第1項から第3項まで、第25条前段、第26条、第29条、第35条並びに第37条の規定は地方公務員共済組合連合会について、第19条の規定は地方公務員共済組合連合会に使用され、その事務に従事する者について準用する。この場合において、第5条第9項中「第3項の認可を受けたとき、又は同項に規定する政令で定める事項に係る定款の変更をしたとき」とあるのは「第38条の3第2項の認可を受けたとき」と、第37条中「構成組合」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。
- 2 民法第 44 条及び第 50 条の規定は、地方公務員共済組合連合会について準用する。 (昭 58 法 59・追加)

[関係条文] 本法 148 (罰則)、施行令 21 の 4 (準用規定)

(2) 地方公務員共済組合連合会定款(当初)

第1章 総則

(設立の根拠及び名称)

- 第1条 この会は、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下「法」という。)に基づいて組織し、地方公務員共済組合連合会(以下「連合会」という。)という。 (目的)
- 第2条 連合会は、法第3条第1項及び第2項に規定する地方職員共済組合、都職員共済組合、すべての指定都市職員共済組合、すべての市町村職員共済組合及びすべての都市職員共済組合(以下「組合」という。)の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図

るための事業を行うことを目的とする。

(事業)

- 第3条 連合会は、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 組合の長期給付に係る業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を組合に提供すること。
 - (2) 組合の長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合を定めること。
- (3) 長期給付積立金を管理すること。
- (4) その他その目的を達成するために必要な事業

(事務所の所在地)

第4条 連合会の事務所は、東京都千代田区平河町2丁目7番4号に置く。

(公告の方法)

第5条 連合会の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 運営審議会

(運営審議会の名称)

第6条 法第38条の4の規定に基づき連合会に置く運営審議会は、地方公務員共済組合 連合会運営審議会(以下「運営審議会」という。)という。

(委員の定数)

- 第7条 運営審議会の委員(以下この章において「委員」という。)の定数は、次のとおりとする。
- (1) 組合員を代表する者以外の者である委員 7人
- (2) 組合員を代表する者である委員 7人

(委員の任期)

- 第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長)
- 第9条 運営審議会に会長を置く。会長は、第7条第1号に掲げる委員のうちから、委員 が選挙する。
- 2 会長は、運営審議会の会議を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき は、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(会議)

- 第10条 運営審議会は、会長が招集する。
- 2 会長は、理事長又は 6 人以上の委員が会議に付議すべき事件を示して運営審議会の招 集を請求したときは、運営審議会を招集しなければならない。

- 3 運営審議会は、第7条各号に掲げる委員が、それぞれ4人以上出席しなければ会議を開くことができない。ただし、同一の事件につき再度招集しても招集に応じた委員がなおそれぞれの委員の定数の半数に達しないとき、又は招集に応じた委員がそれぞれの委員の半数に達しても出席委員が定足数を欠き会長において出席を催告してもなお定足数に達しないとき、若しくは出席の催告に応じて出席した委員が定足数に達してもその後定足数に達しなくなったときは、この限りでない。
- 4 運営審議会の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有する。
- 5 前項の場合において、可否同数のときは、会長が決する。

(代理による表決)

- 第11条 委員は、病気その他やむを得ない事由により運営審議会に出席することができないときは、他の組合員を代理人として議決権又は選挙権を行うことができる。
- 2 前項に規定する代理人は、その旨を証する書面を運営審議会の開会前に会長に提出しな ければならない。

(会議規則)

第12条 運営審議会は、会議規則を設けなければならない。

(会議録)

- 第13条 会長は、会議録を調製し、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 委員の定数
- (3) 出席委員の氏名並びに欠席委員のうち議決権又は選挙権の委任をした委員の氏名及び委任を受けた組合員の氏名
- (4) 議事の要領
- (5) 議決した事項及び賛否の数

(運営審議会の傍聴)

第14条 組合員は、運営審議会の会議を傍聴することができる。ただし、運営審議会において傍聴を禁止する旨の議決があったときは、この限りでない。

(委員の旅費)

- 第15条 委員には、その職務を行うために要する旅費を支給する。
- 2 前項の旅費の額及び支給方法は、理事長が定める。

第3章 役員及び職員

(役員)

- 第16条 連合会に役員として理事長、理事4人及び監事3人を置く。
- 2 理事長並びに理事のうち1人及び監事のうち1人は、常勤とする。

(役員の任期の起算日)

第17条 役員の任期は、任命の日から起算する。

(役員の報酬等)

- 第18条 理事長並びに常勤の理事及び監事には、報酬を支給する。
- 2 役員には、その職務を行うために要する旅費を支給する。
- 3 第1項の報酬及び前項の旅費の額並びにその支給方法は、理事長が定める。

(事務組織及び職員)

- 第19条 連合会に事務局を置き、必要な職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 連合会の事務局の組織、職制及び職員に関し必要な事項は、理事長が定める。

第4章 組合の長期給付に係る掛金及び負担金

(組合の長期給付に係る掛金又は負担金の額)

第20条 組合の長期給付に要する費用に充てるための掛金又は負担金の額は、別表に掲げる組合の区分及び組合員の種別に応じ、組合員の給料(組合の運営規則で定める仮定給料を含む。)の額に、同表に定める割合を乗じて得た額とする。

第5章 長期給付積立金

(長期給付積立金)

- 第21条 長期給付の円滑な実施を図るため、連合会に長期給付積立金を設ける。
- 2 前項の長期給付積立金は、地方公務員等共済組合法施行令(昭和 37 年政令第 352 号。 以下「令」という。)第 21 条の規定により連合会に払い込まれた金額をもって充てる。
- 3 連合会は、令第 21 条の 2 の規定により組合の請求に基づき、当該組合の長期給付に要する資金が不足していると認められるときは、必要な資金を長期給付積立金から当該組合に交付する。

第6章 財務

(経費の分賦)

- 第22条 連合会の業務に要する経費は、組合が負担する。
- 2 前項の規定により各組合が負担する金額は、毎事業年度の初日における当該組合の組合 員数に、予算で定める組合員 1 人当たりの金額を乗じて得た額とする。

(資金の繰入れ)

第23条 連合会は、地方公務員等共済組合法施行規則(昭和37年自治省令第20号)第11

条の12 第2項において準用する地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府、 文部省、自治省令第1号)第7条第1項の規定により、自治大臣の承認を受けた額を限 度として長期給付経理から業務経理に繰り入れることができる。

(経理単位)

第24条 連合会の経理単位は、長期給付経理及び業務経理とする。

(事業計画及び予算又は決算の公告)

第25条 理事長は、事業計画及び予算の作成若しくは変更又は決算について運営審議会の 議を経たときは、当該事業計画及び予算又は決算の要旨を公告しなければならない。

第7章 監査

(監査)

- **第26条** 監事は、毎事業年度少なくとも1回以上期日を定めて、連合会の業務を監査する ものとする。
- 2 監事は、前項の規定による監査のほか、必要と認めた場合は臨時に連合会の業務を監査 する。
- 3 監査は、連合会の財産、会計並びに現金及び物品の出納に関する書類帳簿等について連合会の業務が法令の規定に基づいて適正に行われているかどうかを検査するものとする。

(監査の立会)

第27条 監事が監査を行う場合には、理事長及び出納役その他の出納職員は、監査に立ち 会うものとする。

(監事の権限)

第28条 監事は、出納役その他の出納職員に対して、現金及び預金通帳、帳簿、証ひょう 書類その他の書類の提示並びに事実の説明等を求めることができる。

(監査報告書)

- 第29条 監事は、監査が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した監査報告 書を作成し、これを理事長及び運営審議会に提出しなければならない。
- (1) 監査年月日
- (2) 監査の対象となった期間
- (3) 監査事項
- (4) 監査の結果の概況及び意見
- (5) 出納職員に対して直接注意した事項
- (6) その他必要な事項

附則

この定款は、昭和59年4月1日から施行する。

別表

			負担金率		
組合の区分	組合員の種類	掛金率	地方公共団体	職員団体、組合 又は連合会	
	一 般 組 合 員	1,000 分の 52	1,000 分の 72.5		
	知 事 組 合 員	1,000 分の 61.5	1,000 分の 85.5		
地方職員	船員一般組合員船員継続組合員	1,000 分の 52	1,000 分の 72.5		
共済組合	継続長期組合員	1,000 分の 52	1,000 分の 72.5		
	職員団体の事務に従事する組合員	1,000 分の 52	1,000 分の 20	1,000 分の 52.5	
	組合役職員である組合員	1,000); 07 32	1,000), 00 20	1,000) 00 32.3	
	一般組合員長期組合員	1,000 分の 50.5	1,000 分の 70.5		
	知 事 組 合 員	1,000 分の 60	1,000 分の 83		
	特 定 消 防 組 合 員	1,000 分の 54.5	1,000 分の 77.5		
東京都職員 共 済 組 合	船 員 一 般 組 合 員 船 員 継 続 組 合 員 船 員 継 続 長 期 組 合 員	1,000 分の 50.5	1,000 分の 70.5		
	継続長期組合員	1,000 分の 50.5	1,000 分の 70.5		
	職員団体の事務に従事する組合員	1,000 分の 50.5	1,000 分の 19	1,000 分の 51.5	
	組合役職員である組合員 一般組合員	1 000 (\0.51	1 000 / 7 71 5		
	一 般 組 合 員 市 長 組 合 員	1,000 分の 51 1,000 分の 60.5	1,000 分の 71.5 1,000 分の 84.5		
	特 定 消 防 組 合 員	1,000 分の 50.5 1,000 分の 55.5	1,000 分の 78.5		
札幌市職員 共済組合	継続長期組合員	1,000 分の 53.5 1,000 分の 51	1,000 分の 78.5 1,000 分の 71.5		
	職員団体の事務に従事する組合員	1,000 分の 51	1,000 分の 20	1,000 分の 51.5	
	組合役職員である組合員	1,000 分の 51	1,000 分の 19	1,000 分の 52.5	
	長 期 組 合 員	1,000 分の 51.5	1,000 分の 72	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	市長長期組合員	1,000 分の 61	1,000 分の 85		
横浜市職員 共済組合	特定消防長期組合員	1,000 分の 56	1,000 分の 79		
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	継続長期組合員	1,000 分の 51.5	1,000 分の 72		
	職員団体の事務に従事する組合員	1,000 分の 51.5	1,000 分の 20	1,000 分の 52	
	長期組合員	1,000 分の 51.5	1,000 分の 72		
川崎市職員	市長長期組合員	1,000 分の 61	1,000 分の 84.5		
共 済 組 合	特 定 消 防 長 期 組 合 員	1,000 分の 55.5	1,000 分の 79		
	職員団体の事務に従事する組合員	1,000 分の 51.5	1,000 分の 20	1,000 分の 52	

			負担金率		
組合の区分	組合員の種類	掛金率	地方公共団体	職員団体、組合 又は連合会	
	一 般 組 合 員 長 期 組 合 員	1,000 分の 52.5	1,000 分の 73		
名古屋市職	市長長期組合員	1,000 分の 62	1,000 分の 86		
日	特 定 消 防 長 期 組 合 員	1,000 分の 56.5	1,000 分の 80		
	船 員 一 般 組 合 員 船 員 継 続 組 合 員	1,000 分の 52.5	1,000 分の 73		
	職員団体の事務に従事する組合員	1,000 分の 52.5	1,000 分の 20	1,000 分の 53	
	長期組合員	1,000 分の 52.5	1,000 分の 73.5		
京都市職員	市長長期組合員	1,000 分の 62.5	1,000 分の 86.5		
共 済 組 合	特 定 消 防 長 期 組 合 員	1,000 分の 57	1,000 分の 80.5		
	職員団体の事務に従事する組合員	1,000 分の 52.5	1,000 分の 20	1,000 分の 53.5	
	長 期 組 合 員	1,000 分の 52.5	1,000 分の 73		
大阪市職員	市長長期組合員	1,000 分の 62	1,000 分の 86		
共 済 組 合	特 定 消 防 長 期 組 合 員	1,000 分の 56.5	1,000 分の 80		
	職員団体の事務に従事する組合員	1,000 分の 52.5	1,000 分の 20	1,000 分の 53	
	長期組合員	1,000 分の 52	1,000 分の 73		
神戸市職員	市長長期組合員	1,000 分の 61.5	1,000 分の 86		
共 済 組 合	特 定 消 防 長 期 組 合 員	1,000 分の 56.5	1,000 分の 79.5		
	職員団体の事務に従事する組合員	1,000 分の 52	1,000 分の 20	1,000 分の 53	
	長期組合員	1,000 分の 51.5	1,000 分の 72.5		
広島市職員	市長長期組合員	1,000 分の 61	1,000 分の 85.5		
共 済 組 合	特 定 消 防 長 期 組 合 員	1,000 分の 56	1,000 分の 79		
	職員団体の事務に従事する組合員	1,000 分の 51.5	1,000 分の 20	1,000 分の 52.5	
	一 般 組 合 員 長 期 組 合 員	1,000 分の 52.5	1,000 分の 73.5		
北九州市職	市長長期組合員	1,000 分の 62	1,000 分の 86.5		
員共済組合	特 定 消 防 長 期 組 合 員	1,000 分の 57	1,000 分の 80.5		
	職員団体の事務に従事する組合員	1,000 分の 52.5	1,000 分の 20	1,000 分の 53.5	
	組合役職員である組合員	1,000 分 0 52.5	1,000 5 0 20	1,000 分の 55.5	
	長 期 組 合 員	1,000 分の 52	1,000 分の 73		
福岡市職員 共済組合	市長長期組合員	1,000 分の 61.5	1,000 分の 85.5		
	特 定 消 防 長 期 組 合 員	1,000 分の 56.5	1,000 分の 79.5		
	職員団体の事務に従事する組合員	1,000 分の 52	1,000 分の 20	1,000 分の 53	

			負担金率		
組合の区分	組合員の種類	掛金率	TALL DE //N TT. ISTEM	職員団体、組合 又は連合会	
	一般組合員長期組合員	1,000 分の 51	1,000 分の 72		
	市町村長組合員市町村長長期組合員	1,000 分の 60.5	1,000 分の 85		
全国市町村 職員共済組 合連合会を	特 定 消 防 組 合 員特 定 消 防 長 期 組 合 員	1,000 分の 55.5	1,000 分の 79		
組織する市町村職員共済 組 合	船 員 一 般 組 合 員船 員 継 続 組 合 員船 員 継 続 長 期 組 合 員	1,000 分の 51	1,000 分の 72		
	継続長期組合員	1,000 分の 51	1,000 分の 72		
	職員団体の事務に従事する組合員	1,000 分の 51	1,000 分の 20	1,000 分の 52	
	組合役職員である組合員	1,000 分の 51	1,000 分の 19	1,000 分の 53	
	一般組合員長期組合員	1,000 分の 51.5	1,000 分の 72.5		
	市長組合員市長長期組合員	1,000 分の 61	1,000 分の 85.5		
全国市町村 職員共済組 合連合会を	特 定 消 防 組 合 員特 定 消 防 長 期 組 合 員	1,000 分の 56	1,000 分の 79		
組織する都 市職員共済 組 合	船 員 一 般 組 合 員船 員継続 長期組合員	1,000 分の 51.5	1,000 分の 72.5		
	継続長期組合員	1,000 分の 51.5	1,000 分の 72.5		
	職員団体の事務に従事する組合員組合 役職員である組合員	1,000 分の 51.5	1,000 分の 20	1,000 分の 52.5	

備考

- 1 「職員団体の事務に従事する組合員」とは、法第 113 条第 4 項に規定する職員団体(国家公務員法(昭和 23 年法律第 120 号)第 98 条の職員団体を含む。)の事務に専ら従事する職員である組合員をいう。
- 2 「組合役職員である組合員」とは、法第 141 条第 1 項又は第 2 項に規定する組合役職員又は連合会役職員である組合員をいう。

(3) 地方公務員共済組合連合会定款の改正経過

大 臣 認 可		
年 月 日 認 可 番 号	改正の内容	施行年月日
昭和 59 年 3 月 14 日	(制定)	昭和59年4月1日
自治許第 43 号		
昭和 59年 11月 30日	掛金率及び負担金率の変更 (再計算)	昭和 59 年 12 月 1 日
自治許第774号		
昭和 60 年 3 月 30 日	特例継続組合員に係る掛金の割合の制定	昭和 60 年 4 月 11 日
自治許第 293 号		(60.3.31 適用)
昭和 61 年 3 月 31 日	① 特定消防組合員に係る特例廃止に伴う	昭和 61 年 4 月 1 日
自治許第 282 号	掛金率及び負担金率の変更	
	② 公的負担の負担方法の変更に伴う負担 金率の変更	
	③ 団体組合員の加入に伴い掛金率及び負	
	担金率の制定 ④ 特別職等の組合員に係る掛金率及び負	
	担金率の変更	
	⑤ 基礎年金制度の導入に伴う規定の整備	
昭和 62 年 3 月 31 日	団体組合員のうち特別職等に相当する者	昭和 62 年 3 月 31 日
自治許第 418 号	に係る掛金率及び負担金率の特例の制定	(61.4.1 適用)
平成元年 11 月 27 日	掛金率及び負担金率の変更(再計算)	平成元年 12 月 1 日
自治許第 934 号		
平成 2 年 3 月 31 日	① 公立学校及び警察共済組合の加入に伴	平成2年4月1日
自治許第 328 号	う組織共済組合並びに運営審議会委員 及び役員の数等を変更	
	② 事務局体制の整備に伴う規定の整備	
	③ 被用者年金制度の費用負担の調整を行	
	う制度間調整事業が行われる間の業務 の特例の制定	
	-> 14 Ltd >> Ltd	
平成6年3月31日	長期経理から業務経理への資金の繰入れの 要件変更に伴う業務規定の整備	
自治許第 138 号	女日久入に け <i>り</i> 未切がたい正開	
•		

平成 6 年 11 月 21 日 自治許第 937 号 ① 掛金率及び負担金率の変更 (再計算)

② 特別掛金の新設に伴う特別掛金率及び 負担金率の制定

平成 6 年 12 月 5 日 自治許第 944 号 事務所移転に伴う所在地の変更

平成 9 年 3 月 31 日 自治許第 133 号 拠出金の納付が行われる場合の長期給付積 立金等の特例等の制定

平成 11 年 3 月 31 日 自治許第 128 号 地方公務員共済組合から預託された業務上 の余裕金を運用する事業を行うための預託 金管理経理の制定

平成 12 年 4 月 20 日 自治許第 190 号 介護保険法の規定に基づき組合が行う通知 等及び特別徴収に係る納付金の納入の経由 事業の制定及び地方事務官の廃止に伴う規 定の整備

平成 13 年 3 月 30 日 総行福第 65 号 中央省庁等改革関係法令に基づく規定の整備

平成 15 年 3 月 4 日 総行福第 28 号

総報酬制の導入に伴う掛金率及び負担金率 等の変更

平成 16 年 3 月 18 日 総行福第 32 号 特別職の職員等である組合員等掛金率及び 負担金率の変更

平成 16 年 10 月 1 日 総行福第 251 号 掛金率及び負担金率の変更 (再計算)

平成 19 年 2 月 28 日 総行福第 72 号 全国市町村職員共済組合連合会において長期給付事業を一元的に処理することとなったことに伴う規定の整備

平成 19 年 9 月 26 日 総行福第 277 号 国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に 関する法律の規定に基づき組合が行う通知 等及び特別徴収に係る納付金の納入の経由 事業の制定 平成 20 年 4 月 1 日 総行福第 260 号 公告の方法の変更及び国民健康保険経理及 び後期高齢者医療経理の制定

平成 20 年 7 月 22 日 総行福第 336 号 長期給付経理から業務経理に資金を繰り入れるための根拠規定である省令の改正に基づく規定の整備

平成 21 年 3 月 31 日 総行福第 177 号 地方税法の規定に基づき組合が行う通知等 及び特別徴収に係る納付金の納入の経由事 業の制定

平成 21 年 8 月 7 日 総行福第 250 号 掛金率及び負担金率の変更 (再計算)

平成 24 年 2 月 22 日 総行福第 49 号 長期給付に要する資金が不足する各共済組合からの請求に基づき、長期給付資金から交付する額の算定方法の改正及び長期給付経理から業務経理に資金を繰り入れるための根拠規定である省令の改正に基づく規定の整備

平成 25 年 3 月 29 日 総行福第 69 号 退職等年金給付の事業の実施に必要な準備 行為を行うため、退職等年金給付準備経理 を設けるための根拠規定である省令の改正 に基づく規定の整備

平成 26 年 7 月 9 日 総行福第 242 号 掛金率及び負担金率の変更 (再計算)

平成 27 年 3 月 31 日 総行福第 113 号 一元化法の施行に伴い、連合会が行う業務 が変更されることによる規定の整備

平成 27 年 9 月 30 日 総行福第 233 号 一元化法の施行に伴う規定の整備並びに基 準利率、終身年金現価率及び有期年金現価 率等の制定

平成 28 年 7 月 20 日 総行福第 148 号 基準利率、終身年金現価率及び有期年金現 価率の変更

平成 29 年 7 月 10 日 総行福第 177 号 基準利率、終身年金現価率及び有期年金現 価率の変更

平成 30 年 7 月 13 日 総行福第 176 号	基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率の変更
令和元年 7 月 16 日 総行福第 30 号	基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率の変更
令和 2 年 2 月 28 日 総行福第 41 号	事務所移転に伴う所在地の変更
令和 2 年 7 月 7 日 総行福第 217 号	基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率の変更
令和 3 年 3 月 30 日 総行福第 105 号	運営審議会の委員が、ウェブ会議システム により運営審議会に出席することができる ことを担保するため、会議録の記載事項を 定める規定の整備
令和 4 年 3 月 29 日 総行福第 109 号	国家公務員共済組合連合会に対する経過的 長期給付に係る拠出金の拠出を行う間の規 定の整備
令和 4 年 7 月 15 日 総行福第 206 号	基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率の変更
令和 5 年 7 月 13 日 総行福第 174 号	基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率の変更
令和 6 年 7 月 25 日 総行福第 176 号	基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率の変更

(4) 地方公務員共済組合連合会運営規則の改正経過

改正年月日	改	正	\mathcal{O}	内	容	
昭和 59 年 4 月 26 日	(制定)					_
平成 2年 4月1日	公立学校及び警	察共済組合	の加入に	伴う定款	に準じた改正	
平成 19 年 4 月 1 日	全国市町村職員	員共済組合連	百合会には	おいて長其	開給付事業を-	- 元的

に処理することとなったことに伴う規定の整備

平成 24 年 2 月 10 日

長期給付に要する資金が不足している各共済組合からの請求に 基づき、長期給付資金から交付する額の算定方法が改正されたこ とに伴う規定の整備

平成 28 年 3 月 23 日

給付等に要する資金が不足している各共済組合等の請求に基づき、必要な資金を連合会が保有する調整積立金から交付する組合 交付金の請求及び交付に関する規定の整備

(5) 地方公務員共済組合連合会会議規則の制定

改正年月日		改	正	\mathcal{O}	内	容	
昭和 59年 4月 26日	(制定)						

(6) 地方公務員共済組合連合会事務局組織規程の改正経過

改正年月日	改正の内容
昭和59年4月1日	(制定)
昭和61年4月1日	① 業務部に年金課を新設 ② 部に参事、課に主幹及び主査の職の新設
昭和62年4月1日	年金課にシステム係を新設
平成 2年 4月1日	① 事務局長の職の新設② 企画部を新設し企画課と調査課を置く③ 業務部に調整課を新設④ 被用者年金制度間調整事業が行われる間における事務分掌の特例の制定
平成 5年 4月1日	財務課に運用企画係、運用管理係を新設
平成 8年 4月1日	① 企画部を資金運用部に改め、管理課と運用課を置く② 業務部を年金業務部に改め、年金課と数理調整課を置く
平成 9年 4月1日	年金保険者拠出金の納付が行われる場合の事務分掌の特例の制 定
平成 11 年 4月1日	預託金を運用すること及び日独社会保障協定に基づく事業の事 務分掌の制定
平成 12 年 4月1日	年金業務部体制を 2 課から 2 課 1 室に変更し、各課の事務分掌を 制定

平成 14 年 4 月 1 日

平成 14 年 10 月 1 日

平成 16 年 4 月 1 日

平成 17 年 4 月 1 日

平成 18 年 4 月 1 日

平成 19 年 4 月 23 日

平成 19年 11月 14日

平成 20 年 4 月 1 日

平成 21 年 4 月 1 日

平成 23 年 4 月 1 日

平成 25 年 3 月 27 日

平成 25 年 8 月 21 日

平成 26 年 4 月 1 日

平成 27 年 4 月 1 日

平成 27 年 10 月 1 日

平成 28 年 4 月 1 日

平成 29 年 4 月 1 日 平成 30 年 4 月 1 日 投資専門員の職制及び職務を制定

資金運用部体制を2課から3課に変更し、各課の事務分掌を制定

厚生年金保険の被保険者である間の年金支給停止に係る情報交換業務に伴う事務分掌の制定

財政調整拠出金に関する業務の事務分掌の制定

年金業務部体制を 2 課 1 室から 3 課に変更し、各課の事務分掌を 制定

遺族共済年金の決定に係る情報交換に関する業務の事務分掌の 制定

国民健康保険及び後期高齢者医療保険に係る特別徴収に関する 業務の事務分掌の制定

年金制度全般にわたっての情報提供業務の事務分掌の制定

個人住民税に係る特別徴収に関する業務の事務分掌の制定

数理審議役の職制及び職務を制定

企画課に一元化調整係を新設

追加費用控除額の算定に係る情報交換業務の事務分掌の制定

総括投資専門員の職制及び職務を制定

- ① 総務課に情報セキュリティ係を新設
- ② 社会保障・税番号制度に関する業務の事務分掌を制定
- ① 一元化に伴う資金運用部の所管事務の変更
- ② 年金業務部業務課を廃止し、調整課及び情報システム課を新設し、それぞれの事務分掌を制定
- ③ その他一元化に伴う所要の整備
- ① 総務部に監査室を新設し、事務分掌を制定
- ② 資金運用部にリスク管理課を新設し、事務分掌を制定

年金業務部に情報管理課を新設し、事務分掌を制定

- ① 年金情報専門員の職制及び職務を制定
- ② 企画管理課の計画係を廃し、企画係を新設。
- ③ 運用第一課に調査分析係を新設

④ 運用第二課にオルタナティブ投資係を新設 平成 30 年 8 月 1 日 総括年金情報専門員の職制及び職務を制定 令和元年8月8日 ① システム管理監の職制及び職務を制定 ② 包括照会支援システムに関する業務の事務分掌を制定 ① 年金課を年金企画課に、情報システム課を年金システム課 令和2年4月1日 に、情報管理課を番号システム課に改め、事務分掌を制定 ② システム専門員及び年金企画幹の職制及び職務を制定 令和 2 年 9 月 30 日 情報セキュリティ監査に関する業務の事務分掌の制定 令和3年4月1日 情報セキュリティ専門員の職制及び職務を制定 令和 6 年 3 月 29 日 資金運用部体制を4課から5課に変更し、各課の事務分掌を制定

(7) 地方公務員共済組合連合会文書規程の改正経過

改正年月日	改 正 の 内 容
昭和59年4月1日	(制定)
昭和61年4月1日	年金課の新設に伴う課長印の制定及び文書決裁区分等の改正
平成 2年 4月1日	① 事務局長、企画部長、調整課長の新設に伴う、公印の制定及び文書決裁区分、施行者名義等の改正② 被用者年金制度間調整事業が行われる間における事務分掌の特例の制定に伴う文書決裁及び施行者名義の改正
平成 5年 4月1日	合議者及び施行名義等の改正
平成 5年 4月7日	文書保存期間の改正
平成 8年 4月1日	資金運用部、年金業務部の新設等に伴う、公印の制定及び文書決 裁区分、施行者名義等の改正
平成 9年 4月1日	年金保険者拠出金の納付が行われる場合の事務分掌の特例の制 定に伴う文書決裁及び施行名義の改正
平成 11 年 4 月 1 日	預託金を運用すること及び日独社会保障協定に基づく事業の事 務分掌の制定に伴う文書決裁及び施行名義等の改正
平成 12 年 4 月 1 日	介護保険対策室の新設に伴う文書決裁及び施行名義等の改正
平成 14 年 10 月 1 日	資金運用部の組織変更に伴う文書決裁及び施行名義等の改正

平成 17 年 4 月 1 日 平成 18 年 1 月 10 日 平成 18 年 4 月 1 日 平成 18 年 9 月 1 日 平成 19 年 4 月 23 日 平成 19年 11月 14日 平成 20 年 4 月 1 日 平成 21 年 4 月 1 日 平成 23 年 4 月 1 日 平成 25 年 8 月 21 日 平成 26 年 8 月 1 日 平成 28 年 4 月 1 日 平成 29 年 4 月 1 日 平成 30 年 4 月 1 日 平成 31 年 3 月 29 日 令和元年8月8日 令和2年4月1日

平成 16 年 4 月 1 日

令和2年9月30日

厚生年金保険の被保険者である間の年金支給停止に係る情報交換業務の文書決裁及び施行名義等の改正

財政調整拠出金に関する業務の文書決裁及び施行名義等の改正

年金資産の運用管理体制において特定包括信託が導入されたことに伴う施行名義者の追加

年金業務部の組織変更に伴う文書決裁及び施行名義等の改正

合議者及び施行名義等の改正

遺族共済年金の決定に係る情報交換に関する業務の文書決裁及 び施行名義等の改正

国民健康保険及び後期高齢者医療保険に係る特別徴収に関する業務の文書決裁及び施行名義等の改正

合議者及び施行名義等の改正

個人住民税に係る特別徴収に関する業務の文書決裁及び施行名 義等の改正

合議者及び施行名義等の改正

追加費用控除額の算定に係る情報交換に関する業務の文書決裁 及び施行名義等の改正

システム改修等における検査確認に係る決裁区分等の改正

総務部、資金運用部及び年金業務部の組織変更に伴う文書決裁及 び施行名義等の改正

年金業務部の組織変更に伴う文書決裁及び施行名義等の改正

資金運用部の組織変更に伴う文書決裁及び施行名義等の改正

契約及び資産の処分に係る文書決裁及び施行名義等の制定等

システム管理監の設置に伴う文書決裁及び施行名義等の改正

- ① 電子文書の取扱いや公印省略の取扱いを定める規定の整備
- ② 資金運用委員会等に関する業務の文書決裁及び施行名義等の制定
- ③ 年金業務部の組織変更に伴う文書決裁及び施行名義等の改 正

情報セキュリティ監査に係る文書決裁及び施行名義等の制定

令和4年4月1日

各課所掌に係る契約事務の文書決裁及び施行名義等の制定 資金運用部の組織変更に伴う文書決裁及び施行名義等の改正

令和6年3月29日

(8) 地方公務員等共済組合法の改正経過等

fre phr	ルオルゥルエ	フル・ア ナック	÷ +
年度	共済法の改正	改正内容	参考
昭和 37年	地方公務員共済組合法 (以下「法」という。)の制定 (施行37年12月1日) 地方公務員共済組合法の 長期給付に関する施行法 (以下「施行法」という。)の 制定 (施行37年12月1日)		S29 厚生年金保険法の制定 (施行29年5月1日) S34 国民年金法の制定 (施行36年4月1日) S36 通算年金通則法の制定 (施行36年11月1日)
昭和 38年	施行法の改正 (施行37年12月1日)	(1) 恩給法の改正に伴う事項 ア外国特殊法人職員期間の組合員期間への算入 イ「公務上傷病による障害年金」の最低保障額への扶養加給の引上げ (退職後に出生した子1人につき2,400円→4,800円) ウ 旧町村職員恩給組合の恩給組合条例による退隱料等の受給者及び恩 給組合条例に係る年金条例職員であった者への支給の改善 (2) その他の事項 地方職員共済組合等が支給する国共済法等の規定による長期給付の改善	恩給法改正 (施行38年10月1日) ア 退職後、出生した子女に対する 増加恩給の扶養加給の改善 イ 特例扶助料の給与条件の緩和 ウ 加算減算率の緩和 エ 外国特殊法人職員期間の資格 期間への算入
昭和 39年	法及び施行法の改正 (施行39年10月1日)	(1) 恩給法の改正に伴う事項 旧恩給組合条例の規定による「退隠料等」についての増額分停止の解除 (2) 地方団体関係団体職員共済組合制度の創設に伴う事項 ア地方団体関係団体の職員の年金制度の創設 イ法律の名称の変更 「地方公務員等共済組合法」 「地方公務員等共済組合法」 「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」 (3) その他の事項 地方公務員共済組合の長期給付に要する費用に関する負担割合の変更 組合員 45/100 → 42.5/100 地方公共団体 55/100 → 57.5/100	恩給法改正 (施行39年10月1日) ア 恩給扶助料の増額の際における年齢制限の解除 イ 外国特殊機関職員期間の在職期間への算入 ウ 傷病年金受給権者の妻に対する扶養加給の創設
昭和 40年	法の改正 (施行40年5月18日) 法及び施行法の改正 (施行40年6月1日)	地方公務員法の改正に伴う事項 職員団体に専従する国の職員である組合員に関する規定の整備 【541.6.14から】 (1) 厚生年金保険法の改正に伴う事項 ア「退職年金等」の最低保障額の引上げ イ 退職一時金の額から通算退職年金の原資を控除しないことを選択できる 期限の延長	恩給法改正 (施行40年10月1日) ア 恩給年額の増額改定 イ 旧軍人等の抑留期間の加算 ウ 恩給外の所得により普通恩給を 一部停止する基準となる額の引上げ 厚生年金保険法改正
	法の改正 (施行40年8月1日) 法及び施行法の改正 (施行40年10月1日)	労働者災害補償保険法の改正に伴う事項「公務上の障害年金等」と「障害補償年金等」との調整方法の改正 (1) 恩給法の改正に伴う事項 ア 旧恩給組合条例の規定による「退隠料等」の多額所得停止基準の改正 イ「退職年金」及び「退隠料等」の割増額改定 ウ「公務上の障害年金」及び「公務上の遺族年金」の最低保障額の引上げ (2) その他の事項 ア 健康保険組合の解散の日までに引き続いている職員期間の組合員期間 への算入 イ 職員団体の専従たる組合員の長期給付に要する費用の公的負担 (15/100)の実施 ウ 在職3年以上12年未満の地方議会議員の「退職一時金」及び「遺族一時 金」の支給実施	(施行41年2月1日) ア1万円年金の実現 イ 妻の年齢制限・若年停止の廃 止等遺族年金の改善 ウ 在職老齢年金制度の創設 エ厚生年金基金制度の創設 労働者災害補償保険法改正 (施行41年2月1日) 一時金である障害補償給付の大 幅の年金化
昭和 41年	法の改正 (施行41年7月1日) 法及び施行法の改正 (施行41年7月8日)	国家公務員災害補償法の改正に伴う事項 国家公務員である地方公務員共済組合の組合員について、「公務上の障害年金又は遺族年金」と「障害補償年金又は遺族補償年金」との調整期間をこれらの補償年金が支給される間に改正 (1) 恩給法の改正に伴う事項 ア日本赤十字社救護員の在職期間の組合員期間等への通算 イ旧軍人の加算年が恩給公務員期間(文官)に算入されることにより、「退職年金」又は「遺族年金」を支給する措置	国家公務員災害補償法改正 (施行41年7月1日) ア障害補償、遺族補償の拡充イ他の年金制度との調整措置 恩給法改正 (施行41年10月1日) ア国民の生活水準、公務員の給与、物価の変動に応じて恩給額の改定を行う制度の導入 日本赤十字社救護員在職期間の恩給在職年への通算ウ傷病で生活資料を得ることができない成年の子を増加恩給の扶養家族加給と公務関係扶助料の扶養遺族加給の対象として認定 国民年金法改正 (施行41年12月1日)事後重症制度の導入

年度	共済法の改正	改正内容	参考
昭和 42年	昭和42年度における地方 公務員等共済組合法の規 定による年金の額の改定 に関する法律(以下「改定 法」という。)の制定 (施行42年10月1日) 施行法の改正 (施行42年10月1日)	「退職年金等」の額の改定に関する事項 ア「退職年金等」について算定の基礎となっている給料額の増額(2万円 ベースの給料を退職時まで受けていたと仮定した場合の32%) イ 改定に要する費用の負担に関する事項 ① 法の施行日前の組合員期間を基礎として算出する部分は全額地方公 共団体の負担 ② 施行後の組合員期間に係る部分は地方公共団体と組合員の負担 (1) 恩給法の改正に伴う事項 ア 市町村職員共済組合が支給する旧市町村職員共済組合法の規定による 「退職年令等」の額の改定	恩給法改正 (施行42年10月1日) ア 恩給年額の増額改定 イ 恩給外の所得により普通恩給を 一部停止する基準となる額の引上げ ウ 加算年を導入して初めて最短年金年限に達する普通恩給又は 普通扶助料のうち70歳以上の 者に支給されるものについて、 実在職年が最短年金年限である場合と同額の普通恩給又は
	法の改正	イ高額所得を有するため、一部が支給停止されている「退職年金」の支給停止基準の改定 ウ最短年金年限未満で退職した者が、新たに旧軍人の恩給を受けることとなる場合における「退職年金」及び「遺族年金」の支給 (2) その他の事項 ア臨時職員としての厚生年金被保険者期間の組合員期間への算入 イ増加退隠料等の受給権を放棄した組合員に対する「公務による障害年金」の支給 ウ退職一時金の額から通算退職年金の原資を控除しないことを選択できる期限の延長 エ「公務上の障害年金」及び「公務上の遺族年金」の最低保障額の引上げ	普通扶助料を支給 地方公務員災害補償法の制定 (施行42年12月1日) 職種により個々に適用されていた 地方公務員災害補償制度を統一 整備
	(施行42年12月1日)	地方公務員災害補償法の制定に伴う事項 「公務上の障害年金」又は「公務上の遺族年金」と「障害補償年金」又は 「遺族補償年金」との支給の調整規定	
昭和 43年	[施行法及び改定法の改正] (施行43年12月27日)	(1) 恩給法の改正に伴う事項 ア 改定法における算定基礎給料の増額率の改定 (32%→44%) イ 市町村職員共済組合が支給する旧市町村職員共済組合法の規定による 「退職年金等」の額の改定 ウ「公務上の障害年金」及び「公務上の遺族年金」の最低保障額の引上げ エ昭和20年8月8日までの外国政府職員等の期間の組合員期間への通算 制限の廃止 (2) その他の事項 在職年数に通算されない旧軍人の加算年、その他恩給法上の在職期間 があるときの受給資格の改正	恩給法改正 (施行43年10月1日) ア 恩給年額の増額改定 イ 外国政府職員等の職員期間を 公務員としての在職年に加える ときの制限撤廃 ウ 恩給外の所得により普通恩給を 一部停止する基準となる額の引 上げ
昭和 44年	法、施行法及び改定法の 改正 (施行44年12月16日)	(1) 恩給法の改正に伴う事項 ア 年金額算定の基礎給料の増額率の改定 (44%→73.76%) イ 市町村職員共済組合が支給する旧市町村職員共済組合法の規定による 「退職年金等」の額の改定 ウ「退職年金」、「障害年金」及び「遺族年金」の最低保障額の引上げ エ「公務上の障害年金」及び「公務上の遺族年金」の最低保障額の引上げ (2) その他の事項 ア 掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額の引上げ (11万円→15万円) イ「増加退隠料」を組合員である間にも支給する措置及び組合員期間へ通 算する措置 ウ 昭和20年8月8日までの外国政府等の雇用人期間の組合員期間への算入 エ 国民健康保険組合から引き続いて市町村の職員となった者の引き続く期 間の組合員期間への算入	恩給法改正」(施行44年10月1日) ア 恩給年額の増額改定 イ 扶養加給の引上げ ウ 旧軍人の長期在職者に係る恩 給の仮定俸給年額の引上げ エ 末帰還公務員の帰国又は死亡 までの全期間を恩給の基礎在 職年に算入 オ 恩給外の所得により普通恩給を 一部停止する基準となる額の引上げ 厚生年金保険法改正 (施行44年10月1日)
昭和 45年	施行法及び改定法の改正 (施行45年10月1日)	(1) 恩給法の改正に伴う事項 ア年金額算定の基礎給料の増額率の改定 (73.76%→88.964%) イ長期在職者及び老齢者等へのアによる改定額の最低保障額の引上げ (12万円 ただし、遺族年金は6万円) ウ市町村職員共済組合が支給する旧市町村職員共済組合法の規定による 「退職年金等」の額の改定 エ「公務上の障害年金」及び「公務上の遺族年金」の最低保障額の引上げ (2) その他の事項 長期給付の算定の基礎となる給料年額の算定方法の緩和(退職年月日 により退職前1年以内に2号給以上の昇給があった場合でも、当該給料に より算定する経過特例措置)	2万円年金の実現 国民年金法改正 (施行45年6月4日) ア 5年年金制度の創設 イ 高齢者任意加入の再開 恩給法改正 (施行45年10月1日) ア 恩給年額の増額改定 イ 旧軍人、一般公務員の公務扶助料の改善 ウ 恩給外の所得により普通恩給を一部停止する基準となる額の引上げ
昭和 46年	法、施行法及び改定法の 改正 (施行46年10月1日)	(1) 恩給法の改正に伴う事項 ア 年金額算定の基礎給料の増額率の改定 (88.964%→109.76%) イ「公務上の障害年金」及び「公務上の遺族年金」の最低保障額の引上げ (2) その他の事項 ア 遺族の範囲の拡大、配偶者についての生計維持要件の撤廃 イ「退職年金」、「障害年金」及び「遺族年金」の最低保障額の引上げ ウ「通算退職年金」の定額部分の引上げ エ 高齢者に対する「通算退職年金」の支給要件の緩和 オ 掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額の引上げ (15万円→18万5千円)	恩給法改正 (施行46年10月1日) ア 恩給年額の増額改定 イ 旧軍人等の戦地外戦務加算年 及び各種戦務加算年の在職年 への算入 ウ 旧軍人に対する一時恩給等の 支給範囲の拡大 エ 外国政府職員等の抑留又は留 用期間の通算 オ 外国政府職員等の在職期間の 通算条件の緩和 カ 恩給外の所得により普通恩給を 一部停止する基準となる額の引 上げ等

年度	共済法の改正	改正内容	参考
昭和 47年	施行法の改正 (施行47年5月15日)	沖縄の復帰に伴う事項 沖縄の表済組合の組合員であった期間の組合員期間への算入等沖縄の 年金制度を統合	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の制定 (施行47年4月1日)
	施行法及び改定法の改正 (施行47年10月1日)	(1) 恩給法の改正に伴う事項 ア年金額の改定(昭和44年度以前に給付事由の生じたものについて10.1%) イ年金額改定方式として昭和35年3月31日に施行されていた従来の「給与 条例の給与を基礎とする方式」のほかに、「退職時の給料年額に退職年 度別に定めた改定率を乗ずる方式」を採用 ウ「公務上の障害年金」及び「公務上の遺族年金」の最低保障額の引上げ エ日本赤十字社の救護員としての在職期間について組合員期間への通算 制限の撤廃 (2) その他の事項 年金制度施行前の職員としての在職期間で施行日に引き続いていない もののうち、一定の要件を満たすものの組合員期間への通算	沖縄の共済組合の有していた権利及び義務の本土の地方公務員共済組合等への承継 恩給法改正 (施行47年10月1日) ア 恩給年額の増額改定 イ 遺族、傷病者及び老齢者の優遇措置(仮定俸給及び恩給年額の引上げ) ウ琉球諸島民政府職員に係る恩給の年額計算の基礎となる俸給年額の算定方法の変更
昭和 48年	法、施行法及び改定法の 改正 (施行48年10月1日)	(1) 恩給法の改正に伴う事項 ア 年金額の改定 (昭和45年度以前の退職に係るもの23.4%) (昭和46年度の退職に係るもの10.5%) イ 長期実在職した70歳以上の者が受ける「退職年金」、「減額退職年金」及び「障害年金」並びに70歳以上の者及び70歳未満の妻、子又は孫が受ける「遺族年金」の額の算定の基礎となった給料について4号給を限度として加算 ウ「公務上の障害年金」及び「公務上の遺族年金」の最低保障額の引上げエ外国特殊機関職員の通算要件の緩和 (2) 厚生年金保険法の改正に伴う事項 ア「在職中死亡の遺族年金」について受給資格年限の短縮(10年→1年) (組合員期間が10年未満である場合は、遺族の要件として死亡者との生計維持要件を設定) イ「退職年金」及び「遺族年金」の最低保障額の引上げ (3) その他の事項 掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額の引上げ (18万5千円→22万円)	恩給法改正 (施行48年10月1日) ア 恩給年額の増額改定 イ 特別加給、扶養加給の増額 ウ 70歳以上の老齢者、妻子等に 対する恩給等に係る仮定俸給 について4号給を限度として加 算 エ1/2通算とされていた準公務員 期間の在職期間の完全通算 オ公務員としての前歴を有しない 外国特殊機関職員の在職期間 の通算 地方公務員災害補償法改正 (施行48年12月1日) 通勤による災害についても公務上 の災害に準じて補償 厚生年金保険法改正 (施行48年12月1日) ア 5万円年金の実現 イ 物価スライド制の導入
昭和 49年	法、施行法及び改定法の 改正 (施行49年9月1日)	(1) 恩給法の改正に伴う事項 ア「退職年金等」の増額改定 (昭和47年度以前の退職に係るものについて15.3%) イ「退職年金」、「障害年金」及び「遺族年金」の最低保障額の引上げ ウ「公務上の障害年金」及び「公務上の遺族年金」の最低保障額の引上げ (2) その他の事項 ア「退職年金等」の算定の基準となる給料を退職前3年間の平均給料から退職前1年間の平均給料に改正 イ「退職年金等」の額の算出における通年ルールの導入 ウ「遺族年金」の扶養加給制度の創設 エ掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額の引上げ (22万円→24万5千円) 厚生年金保険法の改正に伴う事項	恩給法改正 (施行49年9月1日) ア 恩給年額の増額改定及び扶養 加給の増額
	合法による年金の額の 改定に関する政令の制 定 (施行49年9月1日)	ア「退職年金等」の最低保障額の引上げ イ 通年ルールによる「退職年金」及び「通算退職年金」の定額部分の引上げ	
	法、施行法及び改定法の 改正 (施行50年11月20日)	(1) 恩給法の改正に伴う事項 ア「退職年金等」の増額改定 (昭和48年度以前の退職に係るものについて29.3%) イ「退職年金」、「障害年金」及び「遺族年金」の最低保障額の引上げ ウ 80歳以上の老齢者に係る「退職年金」、「障害年金」及び「遺族年金」の額 の増額措置 エ「公務上の障害年金」及び「公務上の遺族年金」の最低保障額の引上げ (2) その他の事項 ア「障害年金」を受ける権利の消滅時期を障害等級に該当しなくなったとき から3年を経過したときとする措置の導入 イ 掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額の引上げ (24万5千円→31万円) ウ 更新組合員等の特定の雇用状況にあった期間について通算要件の緩和	恩給法改正 (施行50年8月1日) ア恩給年額、扶養加給及び特別加給の増額改定 イ普通恩給等の最低保障額の改善 ウ80歳以上の者に対する老齢者加算制度の改善 エ65歳未満の傷病者の併給普通恩給に対する最低保障の適用オ旧軍人に対する一時恩給等の支給範囲の拡大カ旧軍人等の加算年の年額計算への算入要件の緩和 キ準公務員期間の通算要件の緩和 の位号棒の繰上げ
	法、施行法及び改定法の 改正 (施行51年7月1日)	(1) 恩給法の改正に伴う事項 ア「退職年金等」の増額改定 イ「退職年金」、「障害年金」及び「遺族年金」の最低保障額の引上げ ウ「公務上の障害年金」及び「公務上の遺族年金」の最低保障額の引上げ エ老齢者加算の改善	恩給法改正 (施行51年7月1日) ア恩給年額の増額改定 イ普通恩給等の最低保障、公務 扶助料の改善 ウ扶養加給の増額

年度	共済法の改正	改正内容	参考
昭和 51年		(2) その他の事項 ア 通年ルールによる「退職年金等」の定額部分の引上げ イ「公務外の障害年金」及び「公務外の遺族年金」並びに「障害一時金」の 給付事由発生要件のうちの受給資格期間を組合員期間1年以上となった 日後の傷病に改正 ウ 退職後、継続療養費の支給を受けている者に係る障害認定日までの期間 を療養の給付等の支給開始後1年6か月に短縮 工 扶養加給の引上げ及び寡婦加算制度の創設 オ 「通算遺族年金制度」の創設 カ 掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額の引上げ (31万円→34万円)	エ70歳以上の者等に対する老齢者加算制度の改善才60歳以上の旧軍人等の加算減算率、普通恩給と併給される傷病年金の減算率の緩和力扶助料を支給されていない傷病年金等の受給者の遺族に対する年金の支給 キ昭和16年12月8日前の傷病者に対する傷病年金の支給要件の緩和ク夫に対する扶助料の支給要件の緩和ケ寡婦加算制度の創設
	法、施行法及び改定法の 改正 (施行52年6月7日)	(1) 恩給法の改正に伴う事項 ア「退職年金等」の増額改定 イ「退職年金」、「障害年金」及び「遺族年金」の最低保障額の引上げ ウ「公務上の障害年金」及び「公務上の遺族年金」の最低保障額の引上げ エ日本赤十字社の救護員の抑留期間について退職年金等の受給資格期間への算入 (2) その他の事項 ア掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額の引上げ (34万円→36万円) イ公共企業体に転出した復帰希望者に係る当該公共企業体の在職期間を 退職年金又は遺族年金の受給資格を発生させるための基礎期間とする 措置	恩給法改正 (施行52年4月30日) ア恩給年額の増額改定 イ普通恩給等、公務扶助料の最低保障額の引上げ ウ傷病恩給年額の引上げ ウ傷病恩給年額の引上げ エ傷病者遺族特別年金の増額 オ65歳未満の短期在職者の仮定 俸給の改善 サ養加給の増額 キ旧軍人等の加算恩給の減算率 の緩和 ク普通恩給と併給される傷病年金 等の減算率の緩和 ケ日本赤十字社の救護員の抑留 期間の通算
昭和 53年	法、施行法及び改定法の 改正 (施行53年5月31日)	(1) 恩給法の改正に伴う事項 ア「退職年金等」の増額改定 イ「退職年金」、「障害年金」及び「遺族年金」の最低保障額の引上げ ウ「公務上の障害年金」及び「公務上の遺族年金」の最低保障額の引上げ エ老齢者加算の改善 (2) その他の事項 ア 寡婦加算額の引上げ イ 掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額の引上げ (36万円→38万円)	恩給法改正 (施行53年5月1日) ア恩給年額の増額改定 イ普通恩給等の最低保障の改善 ウ寡婦加算、遺族加算の引上げ エ公務関係扶助料の最低保障額 の引上げ オ傷病恩給年額、傷病者遺族特 別年金額の引上げ カ扶養加給の増額 キ普通恩給と併給される傷病年金 等の減額制の廃止 ク断続実在職年3年以上の旧軍 人等に対する一時金の支給
	法、施行法及び改定法の 改正 (施行55年1月1日)	(1) 恩給法の改正に伴う事項 ア「退職年金等」の増額改定 イ「退職年金」、「障害年金」及び「遺族年金」の最低保障額の引上げ ウ「公務上の障害年金」及び「公務上の遺族年金」の最低保障額の引上げ エ老齢者加算の改善 (2) その他の事項 ア 寡婦加算額の引上げ イ「退職年金等」の支給開始年齢の引上げ(55歳→60歳) ウ 高額所得を有する「退職年金等」の受給権者に対する年金の支給制限 エ減額退職年金を選択できる場合の年齢の限定及び減額率の改定 オ「退職一時金」、「返還一時金」及び「死亡一時金」の廃止並びに「脱退一時金」及び「特例死亡一時金」の制度の創設 カ継続長期組合員制度の創設及び公庫・公団等の復帰希望職員制度の廃止 上 特別の事情による公務死亡者の遺族範囲の緩和 ク警察職員の特例年金制度の廃止 ケ公的負担割合の引上げ(15/100→15.85/100) コ 掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額の引上げ (38万円→39万円)	恩給法改正 (施行54年9月14日) ア 恩給年額の増額改定 イ 普通恩給等の最低保障の改善 ウ 寡婦加算、遺族加算の引上げ エ公務扶助料の最低保障額の引上げ オ 傷病恩給年額、傷病者遺族特別年金の増額 カ 扶養加給の増額 キ 老齢者加算の改善 ク 代用教員期間の通算
	法、施行法及び改定法の 改正 (施行55年5月31日) 法、施行法及び改定法の 改正 (施行55年11月26日)	(1) 恩給法の改正に伴う事項 ア「退職年金等」の増額改定 イ「退職年金」、「障害年金」及び「遺族年金」の最低保障額の引上げ ウ「公務上の障害年金」及び「公務上の遺族年金」の最低保障額の引上げ (2) その他の事項 掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額の引上げ (39万円→41万円) 厚生年金保険法の改正に伴う事項 通年ルールによる「退職年金の定額部分」及び「通算退職年金の定額部 分」の額の引上げ	恩給法改正」(施行55年5月6日) ア恩給年額の増額改定 イ公務関係扶助料の最低保障額 及び遺族加算額の増額 ウ傷病恩給年額、傷病者遺族特 別年金の増額 エ普通恩給等の最低保障の増額 オ寡婦加算、扶養加給の増額 カ55歳以上60歳未満の者に係る 旧軍人等の加算恩給の減算率 の撤廃

年度	共済法の改正	改正内容	参考
	法、施行法及び改定法の 改正 (施行56年6月9日)	(1) 恩給法の改正に伴う事項 ア「退職年金等」の増額改定 イ「退職年金」、「障害年金」及び「遺族年金」の最低保障額の引上げ ウ「公務上の障害年金」及び「公務上の遺族年金」の最低保障額の引上げ (2) その他の事項 ア 寡婦加算額の引上げ イ組合員期間が10年以上の者の配偶者が遺族となるための要件の改正 (死亡した者との生計維持要件が必要) ウ 掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額の引上げ (41万円→42万円) エ 地方団体関係団体職員共済組合の地方職員共済組合への統合 【S57.4.1から】	恩給法改正 (施行56年5月6日) ア 恩給年額の増額改定 イ 普通恩給等の最低保障額の増額 ウ 傷病恩給年額、傷病者遺族特別年金の増額 エ 扶養加給、特別加給の増額 オ 長期在職の70歳以上の旧軍人等に係る恩給の仮定俸給の改善(2号俸アップ) * 56年7月10日「行政改革に関する第1次答申」(臨時行政調査会)
	法、施行法及び改定法の 改正 (施行57年8月7日)	(1) 恩給法の改正に伴う事項 ア「退職年金等」の増額改定 イ「退職年金」、「障害年金」及び「遺族年金」の最低保障額の引上げ ウ「公務上の障害年金」及び「公務上の遺族年金」の最低保障額の引上げ (2) その他の事項 掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額の引上げ (42万円→44万円)	恩給法改正 (施行57年5月1日) ア 恩給年額の増額改定 イ 普通恩給等の最低保障額の増額 ウ 傷病恩給年額、傷病者遺族特別年金の増額 エ 扶養加給の増額 *57年7月30日 「行政改革に関する第3次答申」(臨時行政調査会) *57年9月24日 「行革大綱」を閣議決定 *58年3月14日 「行政改革に関する最終答申」(臨時行政調査会)
昭和 58年			恩給法改正 (施行58年10月1日) ア 恩給年額の増額改定 イ 長期在職の老齢旧軍人等の仮 定俸給の改善 ウ 傷病者遺族特別年金の増額 * 58年5月24日
			「新行革大綱」を閣議決定 *59年2月24日 「公的年金制度の改革について」 (閣議決定) ア国民年金の適用を厚生年金保 険の被保険者及びその配偶者 に拡大し、共通の基礎年金を支 給すること イ給付水準の適正化、婦人の年 金権の確立及び障害年金の充 実を図ること ウ共済年金も上記と同様に改正を 行うこと エ昭和70年(1995年)を目途に公 的年金制度の一元化を完了さ せること
	法、施行法及び改定法の 改正 (施行59年4月1日) 法、施行法及び改定法の 改正 (施行59年5月25日)	(1) 地方公務員共済組合連合会の設立等に関する事項 ア地方公務員共済組合連合会の設立【S59.4.1から】 イ全国市町村職員共済組合連合会の設立【S59.4.1から】並びに市町村職 員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会の解散 (2) 長期給付の特例等に関する事項 ア特例継続組合員制度の創設【S60.3.31から】 イ「特例退職年金」及び「特例遺族年金」の創設 (1) 恩給法の改正に伴う事項 ア「退職年金等」の増額改定 イ「退職年金」、「障害年金」及び「遺族年金」の最低保障額の引上げ ウ「公務上の障害年金」及び「公務上の遺族年金」の最低保障額の引上げ	恩給法改正 (施行59年5月15日) ア恩給年額の増額改定、扶養加給の増額 イ普通恩給等の最低保障額の増額 ウ傷病恩給年額、傷病者遺族特別年金の増額 エ長期在職の老齢旧軍人等の仮定俸給の改善 オ恩給外の所得により普通恩給を一部停止する基準となる額の引上げ
		(2) その他の事項 掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額の引上げ (44万円→45万円)	*60年1月11日 「財政調整五箇年計画」 国鉄共済再建を主旨とする上 記計画を国家公務員等共済組 合審議会に諮問(2月13日答 申、2月18日認可)
昭和 60年	法、施行法及び改定法の 改正 (施行60年6月25日)	(1) 恩給法の改正に伴う事項 ア「退職年金等」の増額改定 イ「退職年金」、「障害年金」及び「遺族年金」の最低保障額の引上げ ウ「公務上の障害年金」及び「公務上の遺族年金」の最低保障額の引上げ (2) その他の事項 掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額の引上げ (45万円→46万円)	恩給法改正 (施行60年5月31日) ア 恩給年額の増額改定、扶養加 給の増額 イ 恩給外の所得により普通恩給を 一部停止する基準となる額の引 上げ

年度	共済法の改正	改正内容	参考
昭和 61年	法、施行法及び改定法の 改正 (施行61年4月1日)	(1) 基礎年金制度の適用に関する事項 地方公務員共済組合の組合員とその被扶養配偶者への基礎年金制度 の適用	国民年金法改正 (施行61年4月1日) ア全国民に共通する基礎年金の
	* 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の制定 (施行61年4月1日)	(2) 給付の通則に関する事項 ア法に基づく長期給付は給料比例の年金給付とすること及び長期給付は「退職共済年金」、「障害共済年金」、「障害一時金」並びに「遺族共済年金」の4種類とすること イ長期給付の額は「平均給料月額」(掛金の標準となった給料に補正率を乗じて得た額の全期間平均の額)を基礎として算定 (3) 年金額の改定に関する事項	導入 イ 老齢、障害及び遺族の3種の基礎年金の創設 ウ 基礎年金給付に要する費用に充てるための拠出金の3分の1に相当する額を国庫負担
	(施刊01平4万1日)	年金額の改定方式を消費者物価による自動改定方式へ改正 年金額の改定方式を消費者物価による自動改定方式へ改正 (4)費用の負担に関する事項 基礎年金拠出金の3分の1に相当する額を公的負担とし、公的負担以外 の給付に要する費用は原則として組合員と地方公共団体等との折半とす る費用負担区分の改正	厚生年金保険法改正 (施行61年4月1日) ア 65歳未満の一般被用者を被保 険者とする イ 第4種被保険者制度の廃止 ウ 船員保険の被保険者を第3種被 保険者とする エ 5人未満の法人の事業所にも適 用 オ 現行の報酬比例部分を基礎年 金に上乗せして支給
			国家公務員等共済組合法改正 (施行61年4月1日)
			恩給法改正 (施行61年7月1日) ア 恩給年額の増額改定、扶養加 給の増額 イ 恩給外所得による普通恩給の 停止基準の引上げ
昭和 62年	法及び施行法の改正 (施行62年4月1日)	日本国有鉄道改革法等施行法の公布による条文の整備	恩給法改正 (施行62年4月1日) ア 恩給年額の増額改定、扶養加 給の増額
	昭和62年度における地方 公務員等共済組合法の年 金の額の改定の特例に関 する法律(以下「改定特例 法」という。)の制定 (施行62年6月12日)	「退職年金等」の昭和60年の消費者物価指数に対する昭和61年の全国消費者物価指数の比率を基準とした増額改定	イ恩給外所得による普通恩給の 停止基準の引上げ 所得税法改正 (施行63年1月1日) ア公的年金等について給与所得 控除等に代え、公的年金等控
	*地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令の制定 (施行62年6月19日)		除を新たに創設 イ公的年金等に係る源泉徴収方 法を新たに創設
昭和 63年	改定特例法の改正 (施行63年5月27日)	「退職年金等」の昭和61年の消費者物価指数に対する昭和62年の全国消費者物価指数の比率を基準とした増額改定	恩給法改正 (施行63年4月1日) 恩給年額の増額改定、扶養加 給の増額
平成元年	法の改正 (施行元年12月28日)	(1) 長期給付に関する事項 ア 年金額の算定の基礎となる平均給料月額及び給料年額の再評価 【H1.4.1から】 イ 退職共済年金及び障害共済年金の加給年金額の引上げ【H1.4.1から】 ウ 特別支給の退職共済年金に係る定額部分の引上げ【H1.4.1から】 エ 中高齢寡婦加算額の引上げ【H1.4.1から】 オ「公務等による障害共済年金」及び「公務等による遺族共済年金」の最低保障額の引上げ【H1.4.1から】 カ 年金額の改定方式に消費者物価による完全自動改定方式を導入 【H1.4.1から】 ・組合員である間の年金の一部支給に係る支給割合を3段階から7段階へ変更【H1.12.1から】 ク 年金の支給時期及び回数を2月、5月、8月、11月の年4回から2月、4月、6月、8月、10月、12月の年6回へ変更【H2.2.1から】 (2) 費用の負担に関する事項 掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額及び最低限度額の引上げ(47万円→53万円及び6万8千円→8万円】【H2.1.1から】 (3) 地方公務員共済組合連合会に関する事項 地方公務員共済組合連合会に関する事項 地方公務員共済組合連合会に公立学校共済組合及び警察共済組合が加入【H2.4.1から】	恩給法改正 (施行元年4月1日) 恩給年額の増額改定、扶養加給の増額 (施行元年12月22日) ア 20歳以上の学生も第1号被保険者として強制加入び回数を2月、5月、8月、11月の年4回から2月、4月、6月、8月、10月、12月の年6回へ変更ウ年金額の引上げ工保険料額の引上げ工保険料額の引上げ工保険料額の引上げオ国民年金基金の設立 厚生年金法改正 (施行元年12月22日)ア標準報酬等級の上下限の改定イ年金の支払時期及び回数を2月、5月、8月及び11月の年4回から2月、4月、6月、8月、10月及び12月の年6回へ変更ウ年金額の引上げ工在職者齢年金の支給割合を3段階から7段階へ変更オ保険料率の引上げ 国家公務員等共済組合法改正 (施行元年12月27日)

年度	共済法の改正	改正内容	参考
2年 公 金	平成2年度における地方 公務員等共済組合法の年 全の額の改定に関する政 合の制定 (施行2年4月1日)	地方公務員共済組合が支給する年金の額について、昭和63年の全国消費者物価指数の比率を基準として2.3%増額改定	被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の制定 (施行2年4月1日) 各被用者年金制度に共通する給付部分について負担を調整 恩給法改正 (施行2年4月1日) 恩給年額の増額改定、寡婦加算、扶養遺族加算の増額 所得税法改正 (施行2年4月1日) ア公的年金等控除額の引上げイ非居住者の公的年金等課税方法改正
3年 公 金	平成2年度における地方 公務員等共済組合法の年 金の額の改定に関する政 合の一部改正 (施行3年4月1日)	ア地方公務員共済組合が支給する年金の額について、平成元年に対する 平成2年の全国消費者物価指数の上昇率を基準として3.1%増額改定 イ政令の題名を「平成2年度及び平成3年度における地方公務等共済組合 法の年金の額の改定に関する政令」に改正	恩給法改正」(施行3年4月1日) 恩給年額の増額改定、寡婦加 算の増額
4年 に 組	平成2年度及び平成3年度 こおける地方公務等共済 組合法の年金の額の改定 こ関する政令の一部改正 (施行4年4月1日)	ア地方公務員共済組合が支給する年金の額について、平成2年に対する 平成3年の全国消費者物価指数の上昇率を基準として3.3%増額改定 イ政令の題名を「平成2年度以後における地方公務等共済組合法の年金の 額の改定に関する政令」に改正	恩給法改正 (施行4年4月1日) 恩給年額の増額改定、寡婦加 算の増額
5年 地	平成2年度以後における 地方公務員等共済組合法 7年金の額の改定に関す 5政令の一部改正 (施行5年4月1日)	地方公務員共済組合が支給する年金の額について、平成3年に対する平成4年の全国消費者物価指数の上昇率を基準として1.6%増額改定	恩給法改正 (施行5年4月1日) ア 恩給年額の増額改定、寡婦加 算及び遺族加算の増額 イ 75歳以上の長期在職者に係る 普通恩給等の最低保障額の増 額改定
6年 地 の る	平成2年度以後における 地方公務員等共済組合法 万年金の額の改正 (施行6年4月1日) 法の改正 (施行6年11月16日)	地方公務員共済組合が支給する年金の額について、平成4年に対する平成5年の全国消費者物価指数の上昇率を基準として1.3%増額改定 (1) 長期給付に関する事項 ア 60歳台前半に支給する退職共済年金を給料比例部分に相当する額とすること [H7.4.1から] イ 特例による退職共済年金のうち定額部分の支給開始年齢の引上げ時期 [H7.4.1から] ・一般職員については平成13年度から平成25年度にかけて3年ごとに1歳ずつ段階的に65歳へ引上げ ・特定警察職員等については平成19年度から平成31年度にかけて3年ごとに1歳ずつ段階的に65歳へ引上げ ク 4の例外的措置 [H7.4.1から] 3級以上の障害者及び45年以上の組合員期間を有する者については従前どおりの退職共済年金の額を支給すること エ繰上げ支給の老齢基礎年金との併給 [H7.4.1から] 456歳未満の者に係る雇用保険法の失業給付との併給調整 [H10.4.1から] か 65歳未満の者に係る雇用保険法の高年齢雇用継続基本給付との調整 [H10.4.1から] カ 65歳未満の者に係る雇用保険法の高年齢雇用継続基本給付との調整 [H10.4.1から] ク 65歳未満の者に係る雇用保険法の高年齢雇用継続基本給付との調整 [H10.4.1から] カ 65歳未満の者に係る雇用保険法の高年齢雇用継続基本給付との調整 [H10.4.1から] カ 65歳未満の者に係る雇用保険法の高年齢雇用継続基本給付との調整 [H10.4.1から] カ 165歳未満の者に係る雇用保険法の高年齢雇用継続基本給付との調整 [H10.4.1から] カ 26歳中の変善に関する事項 ア 年金額の算定の基礎となる平均給料月額及び給料年額の再評価 [H6.10.1から] ウ 特別支給の退職共済年金との挙に係る定額部分の月単価額引上げ [H6.10.1から] カ 12歳等年金をび障害共済年金との予約であるよる性の表の一部支給制度を雇用促進型の制度ということで給与の増加に応じて、年金との合計額が増加するよう仕組みとすること [H7.4.1から] カ 12歳年金の対象である予及び遺族である予、係の範囲について、18歳に達する日の属する年度末までとすること [H7.4.1から] カ 12歳年金の2/3に相当する額と退職共済年金の1/2に相当する額とを併発できること [H7.4.1から] カ 13度日に関する事項 ア 24金の標準となる給料の最高限度額及び最低限度額の引上げ (53万円→59万円及び8万円→9万2千円) [H6.12.1から] カ 14末手当等を算定基礎として特別排金を徴収すること [H7.4.1から] カ 14末手当等を算定基礎として特別排金を徴収すること [H7.4.1から] カ 14末手当等を算定基礎として特別排金を徴収すること [H7.4.1から] カ 14年末当等を算定基礎として特別排金を徴収すること [H7.4.1から] カ 14年末当等を算定基礎として特別財金を徴収すること [H7.4.1から] カ 14年末日本の報に対するに対していまが対しましましまが対しませませませませませませませませませませませませませませませませませませませ	恩給法改正 ア恩給年額の増額改定、寡婦加 算及び遺族加算等の増額 (施行6年4月1日及び10月1日) イ75歳以上の長期在職者に係る 普通恩給等の最低保障額の増 額改定(施行6年4月1日)

年度	共済法の改正	改正内容	参考
平成 7年	平成7年度における地方 公務員等共済組合法の年 金の額の改定に関する政 令の制定 (施行7年4月1日)	地方公務員共済組合が支給する年金の額について、平成5年に対する平成6年の全国消費者物価指数の上昇率を基準として0.7%増額改定	図給法改正 ア 恩給年額の増額改定、寡婦加 算及び遺族加算の増額 (施行7年4月1日) イ 目症程度の戦傷病者に係る傷 病賜金の支給要件の緩和
	地方公務等共済組合法施行令の一部改正 (施行7年4月1日)	(1) 育児休業手当金に関する事項 民間被用者について雇用保険法により育児休業給付が実施されること に鑑み、これに見合う措置として、地方公務員について育児休業中の経済的援助を行うため、共済組合が行う短期給付に育児休業手当金の制度を創設すること ア育児休業手当金の額は、組合員の給与の100分の25 に相当する額とし、当該額のうち給与の100分の5に相当する額は、育児休業終了後引き続き6月以上組合員であるときに支給するものとすること イ育児休業手当金に要する費用のうち、雇用保険法による育児休業給付に係る国庫負担割合を参酌して政令で定める割合の部分は、公的負担として地方公共団体が負担するものとすること ウ指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合が行う育児休業手当金の事業については、全国市町村職員共済組合連合会の共同事業として行うものとすること (2) 地方議会議員の年金制度に関する事項 ア退職年金の支給開始年齢の見直し 1 退職年金の支給開始年齢の見直し 1 退職年金の支給開始年齢の見直し 1 退職年金の支給開始年齢の見直し 1 退職年金の支給開始年齢の見直し 3 取職年金の支給開始年齢の見直し 1 退職年金の支給開始年齢の見直し 1 退職年金の支給開始年齢の見直し 1 退職年金の支給開始年齢の見直し 1 退職年金の支給開始年齢の見直し 1 退職年金の支給開始年齢の見直し 1 退職年金の支給開始年齢の見直し 1 退職年金の支給開始年齢のものも5歳に引き上げること 2 次の表の左欄に掲げる者に係る退職年金の支給開始年齢については、倉名歳昭和22年4月1日以前に生まれた者 63歳昭和22年4月1日よ前に生まれた者 63歳昭和22年4月2日から昭和22年4月1日までの間に生まれた者 63歳昭和22年4月2日から昭和22年4月1日までの間に生まれた者 64歳3 1及び2の措置は平成7年4月1日以後に新たに地方議会議員となった者について適用するものとすること	(施行7年7月1日) *8年3月8日 「公的年金制度の再編成の推進について」の閣議決定
	平成8年度における国民 年金法による年金の額等 の改定の特例に関する法 律の制定 (施行8年4月1日)	平成8年度における特例として、平成8年4月から平成9年3月までの月分の地方公務員等共済組合法等による年金である給付の額について、法第74条の2等の規定にかかわらず、これらの規定による平成6年の年平均の全国消費者物価指数に対する平成7年の全国消費者物価指数の比率を基準とする改定を行わず、平成7年度における年金である給付の額と同額に据え置くものとする。	恩給法改正 (施行8年4月1日) 恩給年額の増額改定、遺族加 算の増額
平成 9年			恩給法改正 (施行9年4月1日) 恩給年額の増額改定、寡婦加 算及び遺族加算の増額 厚生年金保険法等改正 (施行9年4月1日) ア旧三公社共済組合の厚生年金 への統合 イ被用者年金制度間の費用負担 の調整に関する特別措置法の 廃止 ウ年金保険者拠出金制度の創設
平成 10年	平成7年度における地方 公務員等共済組合法の年 金の額の改定に関する政 令の一部改正 (施行10年4月1日)	地方公務員共済組合が支給する年金の額について、平成6年平均の全国 消費者物価指数に対する平成9年平均の全国消費者物価指数の上昇率を 基準として1.8%増額改定	恩給法改正 (施行10年4月1日) 恩給年額の増額改定、寡婦加 算及び遺族加算の増額
	平成7年度における地方 公務員等共済組合法の年 金の額の改定に関する政 令の一部改正 (施行11年4月1日)	地方公務員共済組合が支給する年金の額について、平成6年平均の全国 消費者物価指数に対する平成10年平均の全国消費者物価指数の上昇率を 基準として0.6%増額改定	- 恩給法改正 (施行11年4月1日) - 恩給年額の増額改定、寡婦加 - 算及び遺族加算の増額
平成 12年	法の改正 (施行12年4月1日)	(1) 長期給付に関する事項 ア特例による退職共済年金の支給開始年齢を65歳に引き上げること 【H14.4.1から】 イ特例による退職共済年金の引上げ時期【H14.4.1から】 ・一般職員については平成25年度から平成37年度にかけて3年ごとに1歳ずつ段階的に65歳へ引上げ ・特定警察職員等については平成31年度から平成43年度にかけて3年 ごとに1歳ずつ段階的に65歳へ引上げ ウイの例外的措置【H14.4.1から】 3級以上の障害者及び44年以上の組合員期間を有する者についても給料比例部分の支給開始年齢引上げに併せて、定額部分の支給開始年齢が引き上げられること エ裁定後の年金額の改定方法の見直し【H12.4.1から】 裁定後の年金額については、65歳以降は賃金スライドを行わず、物価ス ライドのみの改定とすること オ退職共済年金の繰上げ制度の創設【H14.4.1から】	国民年金法改正 (施行12年4月1日) ア年金額の据え置き イ保険料額の据え置き 厚生年金保険法改正 (施行12年4月1日) 改正内容は地共済法と同様 国家公務員共済組合法改正 (施行12年4月1日) 改正内容は地共済法と同様 圏給法改正 (施行12年4月1日) 恩給年額の増額改定、寡婦加 算及び遺族加算の増額

年度	共済法の改正	改正内容	参考
平成 12年	平成12年度における国民	カ 共済年金の受給者が組合員である間の共済年金の所得制限の見直し【H12.4.1から】 キ他の被用者年金制度へ加入した者に支給する共済年金の所得制限の見直し【H14.4.1から】 (2) 給付の改善に関する事項 ア 年金額の算定の基礎となる給付乗率を5%引き下げる【H12.4.1から】 イ 年金額の算定の基礎となる平均給料月額及び給料年額の再評価【H12.4.1から】 ウ 退職共済年金及び障害共済年金の加給年金額の引上げ【H12.4.1から】 エ 特別支給の退職共済年金に係る定額部分の月単価額引上げ【H12.4.1から】 カ 「公務等による障害共済年金」及び「公務等による遺族共済年金」の最低保障額の引上げ【H12.4.1から】 カ 「公務等による障害共済年金」及び「公務等による遺族共済年金」の最低保障額の引上げ【H12.4.1から】 カ 「公務等による障害共済年金」及び「公務等による遺族共済年金」の最低保障額の引上げ【H12.4.1から】 カ 「公務等による障害共済年金」の表低保障額の引上げ【59万円→62万円及び9万2千円→9万8千円】【H12.10.1から】 イ 総報酬制の導入 長期給付の掛金について、期末手当等が賦課対象とされるとともに、年金額についても、期末手当等の額が反映されることこれに伴い、掛金率と給付乗率が引き下げられ、特別掛金は廃止されること【H15.4.1から】 ウ 育児休業中の共済年金保険料の事業主負担金及び特別掛金を免除【H12.4.1から】 平成10年の年平均の全国消費者物価指数に対する平成11年の年平均の	*13年3月16日 「公的年金制度の一元化の推 進について」の閣議決定
平成 13年	年金法による年金の額等 の改定の特例に関する法 律 平成13年度における国民 年金法による年金の額等	全国消費者物価指数の比率を基準とする額の改定の措置を講じない 【H12.4.1から】 平成10年の年平均の全国消費者物価指数に対する平成12年の年平均の 全国消費者物価指数の比率を基準とする額の改定の措置を講じない	恩給法改正 (施行13年4月1日) 普通恩給及び普通扶助料の最低
平成	の改定の特例に関する法 律 平成14年度における国民	【H13.4.1から】 平成10年の年平均の全国消費者物価指数に対する平成13年の年平均の	保障額、遺族加算等の引上げ - 恩給法改正 (施行14年4月1日)
	年金法による年金の額等 の改定の特例に関する法 建	全国消費者物価指数の比率を基準とする額の改定の措置を講じない 【H14.4.1から】	普通恩給及び普通扶助料の最低 保障額、遺族加算等の引上げ
平成 15年	平成15年度における国民 年金法による年金の額等 の改定の特例に関する法 律	平成13年の年平均の全国消費者物価指数に対する平成14年の年平均の 全国消費者物価指数の比率を基準として0.9%減額改定【H15.4.1から】	恩給法改正 (施行15年4月1日) 普通扶助料に係る寡婦加算の額 の引下げ
平成 16年	平成16年度における国民 年金法による年金の額等 の改定の特例に関する法 律 法の改正 (施行16年10月1日)	平成14年の年平均の全国消費者物価指数に対する平成15年の年平均の全国消費者物価指数の比率を基準として0.3%減額改定【H16.4.1から】 (中金額の調整(マクロ経済スライド制の導入、適用は平成17年4月) (長期給付に係る公経済負担割合の段階的引上げの開始(改正前:1/3→平成21年度:1/2) (財金の標準となる給料の額・掛金の標準となる期末手当等の額の上限の自動改定 (有限均衡方式による積立金を活用した財政再計算(保険料率改定) (公務等給付分の別途財源措置(地方公共団体が全額負担) (国共済年金との財政単位の一元化 [H17.4.1から] (青児休業等期間中の掛金免除延長(改正前:1歳→改正後:3歳) (3歳未満の子を養育する者に対する掛金配慮 (共済組合の受給者が組合員である間の年金の一部支給の見直し(一律2割支給停止の廃止) (定額部分算定基礎月数の上限の見直し(444月→480月) (外国人脱退一時金の支給率の見直し(平成17年4月以降の期間分) [H18.4.1から] (障害基礎年金の併給調整の見直し ※ (は厚生年金並びの改正 (はは方公務員共済年金が改正) (は厚生年金が改改正 (は19.4.1から] (遺族共済年金の支給方法の変更 (子を有しない30歳未満の妻に対する遺族共済年金の有期化 (65歳以上の退職共済年金の繰下げ支給制度の創設 本人の申出による支給停止 (65歳以上の退職共済年金の機下げ支給制度の創設 本人の申出による支給停止 (民間企業等に使用される70歳以上の者の年金の停止 (離婚時の年金分割制度 (申市町村の共済組合の長期給付事業の一元的処理	国民年金法改正 (施行16年10月1日) ア 公的年金制度の一元化について検討することを規定 イ 基礎年金の国庫負担割合引上げ ウ 財政検証の実施(国年・厚年) エ 保険料水準固定方式(国年・厚年) 生年金額の改定率の改定方法を規定 オ 年金情徴の提供(ポイント制) カ 保険財務免除制度、納付猶予制度の導入等 厚生年金保険法改正 (施行16年10月1日) 改正内容は地共済法と基本的に同様 国家公務員共済組合法改正 (施行16年10月1日) 改正内容は地共済法と基本的に同様

年度	共済法の改正	改正内容	参考
平成 16年		【H20.4.1から】 ○第3号被保険者期間の年金分割制度	
		※○は厚生年金並びの改正⑥は厚生年金の改正と異なるが国家公務員共済年金並びの改正⑥は地方公務員共済年金独自の改正	
平成 17年	地方公務員等共済組合法 による再評価率の改定等 に関する政令	再評価率(平成17年及び6年水準)の改定 (平成17年4月1日施行)	
	地方公務員等共済組合法 施行令等の一部を改正す る政令	再評価率(平成11年水準)の改定 (平成17年4月1日施行)	
	地方公務員等共済組合法 による再評価率の改定等 に関する政令等の一部を 改正する政令	再評価率の改定 (平成18年4月1日施行)	*18年4月28日 「被用者年金制度の一元化等 に関する基本方針について」の 閣議決定
	地方公務員等共済組合法 施行令等の一部を改正す る政令	再評価率の改定等 (平成19年4月1日施行)	恩給法改正』(施行19年10月1日) 恩給年額を公的年金の引上率 により自動改定する方式の導入
平成 20年	地方公務員等共済組合法 施行令等の一部を改正す る政令	再評価率の改定等 (平成20年4月1日施行)	
	地方公務員等共済組合法 による再評価率の改定等 に関する政令等の一部を 改正する政令	再評価率の改定等 (平成21年4月1日施行)	
平成 22年	地方公務員等共済組合法 施行令等の一部を改正す る政令	再評価率の改定等 (平成22年4月1日施行)	
	地方公務員等共済組合法 施行令等の一部を改正す る政令	再評価率の改定等 (平成23年4月1日施行)	
	地方公務員等共済組合法 による再評価率の改定等 に関する政令等の一部を 改正する政令 被用者年金制度の一元化 等を図るための厚生年金 保険法等の一部を改正す	再評価率の改定等 (平成24年4月1日施行) 【公布日(平成24年8月22日)から1年を超えない範囲内で政令で定める日から】→H25.8.1からとなった。 ○追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について27%引下げ	国民年金法改正 【公布日24.11.26から】 〇 基礎年金国庫負担2分の1関係 ・平成24年度・25年度の基礎年 金国庫負担割合を、消費税増 税により得られる収入を償還財 源とする年金特例公債(つなぎ 国債)により2分の1とする
	地方公務員等共済組合法 及び被用者年金制度の一	【H26.7.1から】 ○運営審議会等の委員の特例 【H26.12.1から】 ○指定都市職員共済組合の市町村連合会加入 【H27.10.1から】 ○被用者年金一元化 ・厚生年金に公務員及び私学教職員も加入し、2階部分は厚生年金に統一 ・共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に 揃えて解消。 ・共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限 18.3%)に統一 ・厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、 共済組合や私学事業団を活用 ・制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上 ・共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止 ・公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、 別に法律で定める 「標準報酬制へ移行 ○地方公共団体の長に対する加算特例の廃止 ○市町村連合会における長期給付事業の一元的処理 【H27.10.1から】	【25.10.1から】 ○年金額の特例水準(2.5%)について、平成25年度から平成27年度までの3年間で解消・H25.10・・▲1.0%、H26.4・・・▲1.0%、H27.4・・▲0.5%※H26.4特例水準解消▲1.0%×名目手取り賃金変動率0.3%で▲0.7%となった。 「年金生活者支援給付金の支給に関する法律(年金生活者支援給付金を支給を支援を持つでする法律(年金生活者支援給付金法)【27.10.1から】 ○年金受給者のうち、低所得高齢者・障害者等に福祉的な給付を行う 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(税制抜本改革の施行時期にあわせ、26.4.1(消費税法等の一部を改正する法律の施行時)から】
	元化等を図るための厚生 年金保険法等の一部を改 正する法律の一部を改正 する法律(年金払い退職 給付法)	 ・ 退職年金の半分は有期年金、半分は終身年金(65歳支給(60歳まで繰上げ可能)) ・ 有期年金は、10年又は20年支給を選択(一時金の選択も可能) ・ 本人死亡の場合は、終身年金部分は終了。有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給 	○遺族基礎年金の父子家庭への 支給 ○ 基礎年金国庫負担2分の1を恒 久化する年度を平成26年度と定 める

年度	共済法の改正	改正内容	参考
平成 24年	法の改正	 財政運営は積立方式。給付設計はキャッシュバランス方式とし、保険料の追加拠出リスクを抑制したうえで、保険料率の上限を法定(労使あわせて1.5%) ※キャッシュバランス方式は、年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させることにより、給付債務と積立金とのかい離を抑制する仕組みの終に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に、公務上障害・遺族年金を支給・服務規律維持の観点から、現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入・旧職域部分の未裁定者について、経過措置を規定 	【公布日(平成24年8月22日)から2 年を超えない範囲内で政令で定める日から】→26.4.1からとなった。 ○給付関係 ・繰下げ支給の弾力化 ・特別支給の老齢厚生(退職共済)年金の支給開始に係る障害者特例の取扱いの改善 〇保険料免除関係 ・産休期間中の保険料免除 【税制抜本改革の施行時期にあわせ、27.10.1からを予定とした】 〇保険料免除関係 ・年金の受給資格期間の短縮(25年→10年) 【28.10.1から】 〇短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大 運家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員逃職手当法等の一部を改正する法律 〇退職給付(退職金+年金)の官民均衡を図る観点から、以下の対応を行う。 ・当面の退職にあって民格差は、退職手当の支給水準の引下げにより調整 ・職域部份付の一部として、年金払いの退職給付を一部として、年金允れの退職給付を一部として、年金允れの退職給付を一で設けることにより確保
平成 25年	地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	再評価率の改定等 (平成25年4月1日施行) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行期日は、平成25年8月1日とされた(追加費用削減)。	公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令○公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第1条第4号に掲げる施行期日が、「平成26年4月1日」とされた。
	地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令及び地方公務員等共済組合法施行令の一部と改正す	地方公務員等共済組合法の施行(昭和37年12月)前における恩給期間等の組合員期間に算入するものとされた期間(追加費用対象期間)に係る共済年金の額について、一元化法の規定により、本人の負担割合に見合った水準まで減額することとされたことから、追加費用対象期間を有する者の年金額の算定に関し必要な事項等を定めた。 (平成25年8月1日施行)年金額の特例水準について、1.0%引下げ (平成25年10月1日施行)	持続可能な社会保障制度の確立 を図るための改革の推進に関する 法律 ○社会保障制度改革の実施スケ ジュールを定めたプログラム法
	を改正する政令		
平成 26年	地方公務員等共済組合法 施行令等の一部を改正す る政令	 年金額の特例水準について、0.7%引下げ (特例水準解消▲1.0%×名目手取り賃金変動率0.3%) 再評価率の改定等 (平成26年4月1日施行) 	
	地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員等 共済組合等が行う地方公 務員等の財産形成事業に 関する政令の一部を改正 する政令	被用者年金一元化法により、指定都市職員共済組合が平成26年12月1日 に市町村連合会に加えられることに伴い、市町村連合会が行う災害給付に関 する事務及び短期給付に係る共同事業等の所要の改正が行われた。なお、 年金業務の一元的処理については、平成27年10月から実施 (平成26年12月1日施行)	
	地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省合	地方公務員共済組合連合会において、番号法による特定個人情報の照会及び提供を行う共済組合等が情報提供ネットワークシステムを使用するために必要とされる情報システム(中間サーバー等)の開発及び運用に関する事業が追加された。 (平成26年12月1日施行)	
平成 27年	地方公務員等共済組合法 施行令等の一部を改正す る政令	年金額の特例水準について、0.5%引下げ マクロ経済スライドの適用により、0.9%の引上げ 再評価率の改定等 (平成27年4月1日施行)	
	地方公務員等共済組合法 施行令等の一部を改正す る等の政令	標準報酬制の導入に伴う規定の整備について厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金並びに厚生年金保険給付調整積立金及び退職等年金給付調整積立金の管理及び運用方法について	

年度	共済法の改正	改正内容	参考
平成 27年		・ 退職等年金給付の額の算定に必要な付与率、基準利率、終身年金現価 率及び有期年金現価率等について	
	被用者年金制度の一元化 等を図るための厚生年金 保険法等の一部を改正す る法律及び地方公務員共 済組合法及び被用者年金 制度の一元化等を図るた めの厚生年金保険法等の 一部を改正する法律の一 部を改正する法律の施行 に伴う地方公務員共済組 合法による長期給付等に 関する経過措置に関する 政令	 施行日以後に経過的に受給権が発生する職域加算額について、改正前の法律等を適用する際の読み替え規定等 施行日前に受給権発生した退職共済年金等について、改正前の法律等を適用する際の読み替え規定等 施行日前に受給権が発生した退職共済年金等について、施行日以後に適用する在職支給停止の計算方法の変更による影響を緩和するための配慮措置等について 追加費用対象期間を有する者の年金額の算定方法について(平成27年10月1日施行) 	
平成 28年	公的年金制度の持続可能 性の向上を図るための国 民年金法等の一部を改正 する法律	短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進 (平成29年4月施行) 国民年金第一号被保険者の産前産後期間の保険料の免除 (平成31年4月施行) 年金額の改定ルールの見直し	公的年金制度の財政基盤及び最 低保障機能の強化等のための国 民年金法等の一部を改正する法 律の一部を改正する法律
		(1) マクロ経済スライドについて、年金の名目額が前年度を下回らない措置 を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて 調整 (平成30年4月施行)	○年金の受給資格期間の短縮 (25年→10年) (平成29年8月1日施行)
		(2) 賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定 する考え方を徹底 (平成33年4月施行)	
	国民年金法施行令等の一 部を改正する政令	・ 再評価率等の改定 (平成28年4月1日施行)	
	平成28年度における旧地 方公務員等共済組合法に よる退職年金等の給料年 額改定率の改定に関する 政令	・ 退職年金等の給料年額改定率の改定 (平成28年4月1日施行)	
平成 29年	国民年金法施行令等の一 部を改正する政令	 年金額の改定▲0.1% (平成29年4月1日施行) (物価変動率▲0.1%、名目手取り賃金変動率▲1.1%、 マクロ経済スライド調整率▲0.5%) 	
	地方公務員等共済組合法 施行令等の一部を改正す る政令	・ 退職年金等の給料年額改定率の改定 (平成29年4月1日施行)	
平成 30年	国民年金法施行令等の一 部を改正する政令	・ 年金額の改定なし (平成30年4月1日施行) (物価変動率0.5%、名目手取り賃金変動率▲0.4%、マクロ経済スライド調整率▲0.3%)	
	地方公務員等共済組合法 施行令等の一部を改正す る政令	・ 退職年金等の給料年額改定率の改定 (平成30年4月1日施行)	
平成 31年 (令和 元年)	国民年金法施行令等の一部を改正する政令	 年金額0.1%引上げ (平成31年4月1日施行) (物価変動率1.0%、名目手取り賃金変動率0.6%、マクロ経済スライド調整率▲0.2% 平成30年度のマクロ経済スライド未調整分▲0.3%) 	
	地方公務員等共済組合法 施行令等の一部を改正す る政令	・ 退職年金等の給料年額改定率の改定 (平成31年4月1日施行)	
令和 2年	国民年金法施行令等の一 部を改正する政令	 年金額0.2%引き上げ (令和2年4月1日施行) (物価変動率0.5%、名目手取り賃金変動率0.3%、 マクロ経済スライド調整率▲0.1%) 	
	地方公務員等共済組合法 施行令等の一部を改正す る政令	・退職年金等の給料年額改定率の改定 (令和2年4月1日施行)	
	年金制度の機能強化のた めの国民年金法等の一部 を改正する法律	・被用者保険の適用の拡大 ・在職中の年金受給の在り方の見直し ・受給開始時期の選択肢の拡大 等 (令和4年4月1日施行)	
	地方公務員等共済組合法 による長期給付等に関す る経過措置に関する政令 及び地方公務員等共済組 合法等の一部を改正する 法律の施行に伴う経過措 置に関する政令の一部を 改正する政令	・退職一時金、脱退一時金の支給額算定の際に用いる利率の見直し (令和2年4月1日施行)	

年度	共済法の改正	改正内容	参考
	地方公務員等共済組合法 施行令の一部を改正する 政令	・退職年金給付に係る標準報酬月額等級の上限見直し (標準期末手当等の額の最高限度額(150万円)を規定 (令和2年9月1日施行)	
令和 3年	国民年金法施行令等の一 部を改正する政令	 年金額0.1%引下げ (令和3年4月1日施行) (物価変動率0.0%、名目手取り賃金変動率▲0.1%、 マクロ経済スライド調整率▲0.1%) 	
	地方公務員等共済組合法 施行令等の一部を改正す る政令	・ 退職年金等の給料年額改定率の改定等 (令和3年4月1日施行)	
	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に (件う関係政令の整備及び 経過措置に関する政令	 ・ 老齢基礎年金及び老齢厚生年金等における支給の繰下げ増額率の算出に用いる待機月数の引上げ(60月→120月) ・ 老齢基礎年金及び老齢厚生年金の支給繰上げの際の減額率の引下げ(5/1000→4/1000) ・ 加給年金の支給停止ルールの改善 ・ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第347号)の一部改正 	
	国民年金法施行令等の一 部を改正する政令	・「眼の障害」に係る「障害認定基準」の見直し等 (令和4年4月1日施行)	
令和 4年	国民年金法施行令等の一部を改正する政令	 年金額0.4%引下げ (令和4年4月1日施行) (物価変動率▲0.2%、名目手取り賃金変動率▲0.4%、 マクロ経済スライド調整率▲0.2%) 	
	地方公務員等共済組合法 施行令等の一部を改正す る政令	・ 退職年金等の給料年額改定率の改定等 (令和4年4月1日施行)	
	地方公務員法の一部を改 正する法律の施行に伴う 関係政令の整備及び経過 措置に関する政令		
	地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令	・ 令和2年改正法により、地共済法に基づく短期給付の適用を受ける職員 の範囲が拡大されたことに伴い、地共済法の職員及び長期給付に関する 規定を適用しない者の範囲について規定 (令和4年10月1日施行)	
1	国民年金法施行令等の一部を改正する政令	・ 新規裁定者(67歳以下)年金額2.2%引上げ 既裁定者(68歳以上)年金額1.9%引上げ (令和5年4月1日施行) (物価変動率2.5%、名目手取り賃金変動率2.8%、 マクロ経済スライド調整率▲0.3%、マクロ経済スライド未調整分▲0.3%)	
	地方公務員等共済組合法 施行令等の一部を改正す る政令	退職年金等の給料年額改定率の改定等 機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律において、みなし繰下げ制度が創設されたことを踏まえ、退職等年金給付においても、みなし繰下げ制度を適用 (令和5年4月1日施行)	